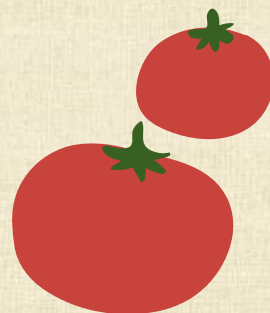
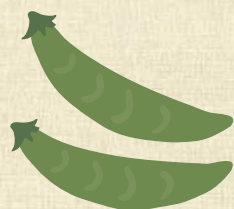


施設園芸農家のための

園 芸

施 設 共 済

「もしも」の時、施設・農作物の
損失を補償します



お問い合わせはお近くのNOSAIへ

愛知県農業共済組合

本所

〒460-0002 名古屋市中区丸の内2丁目1番11号
TEL (052) 204-2411

尾張支所

〒460-0002 名古屋市中区丸の内2丁目1番11号
TEL (052) 204-2412

海部津島
出張所

〒498-0007 弥富市鎌倉町95
TEL (0567) 66-1711 (海部土地改良区会館2階)

半田出張所

〒475-0817 半田市東洋町三丁目60番地
TEL (0569) 25-4451

西三河支所

〒446-0023 安城市上条町経根19番地1
TEL (0566) 77-3220

東三河支所

〒441-3415 田原市神戸町大坪9
TEL (0531) 24-1789

豊川出張所

〒442-0811 豊川市馬場町宮脇165
TEL (0533) 84-7300

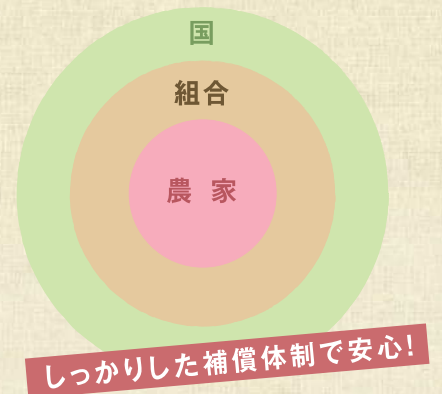
園芸施設共済とは

NOSAIの園芸施設共済について、ご紹介します。

施設や農作物が台風・地震等の災害により被害を受けた場合、その損失を補填して農業経営の安定を図るため、農家の相互扶助を基本とした制度、それが園芸施設共済です。

NOSAIの園芸施設共済は、

組合・**国**による補償体制をとっているため、安心して加入することができます。



加入できるものは

園芸施設共済には、このようなものが加入できます。

特定園芸施設

ガラス室、ビニールハウス等
※接地面積の合計50㎡以上(ガラス室の面積は25㎡以上)

附帯施設

冷暖房機、二重カーテン、開閉装置、養液栽培施設、自動制御盤等の施設

施設内農作物

特定園芸施設内で栽培する農作物 **表1**

特定園芸施設撤去費用額

損壊した施設の撤去に要する費用
※被覆材は対象となりません。
※業者等の請求書(または領収書)の提出が必要となります。

園芸施設復旧費用額

損壊した施設本体及び附帯施設の復旧に要する費用の一部
※被覆材は対象となりません。
※業者等の請求書(または領収書)の提出が必要となります。

表1 加入できる施設内農作物

葉菜類	果菜類	花き類	鉢物類
アオジソ	イチゴ	アイリス	トルコキキョウ
インゲン	イチジク	アスター	鉢物類
枝豆	キュウリ	アルストロメリア	バラ
エンドウ	雑メロン	オーニソガラム	ヒマワリ
クレソン	シシトウガラシ	カーネーション	ブプレウラム
コマツナ	ショウガ	ガーベラ	フリージア
サラダ菜	スイカ	カスミノウ	ブルーレースフラワー
シュンギク	ズッキーニ	カラ	ホワイトレースフラワー
スイートコーン	トマト	カンパニュラ	マトリカリア
セルリー	ナス	キク	ラクスペア
ターサイ	ニガウリ	キンギョソウ	
ダイコン	ネットメロン	クルクマ	
チンゲンサイ	葉ショウガ	グロリオサ	
ツマギク	パプリカ	ケイトウ	
ハーブ類	ピーマン	サンダーソニア	
ハクサイ	ミニトマト	スイートピー	
パセリ		スカシユリ	
ハツカダイコン		スカピオサ	
葉ネギ		スターチス・カスピア	
フキ		スターチス・シアヌータ	
フジマメ		ストック	
ホウレンソウ		スプレーギク	
ホジソ		ダリア	
水菜		チューリップ	
ミツバ		テッポウユリ	
レタス		デルフィニウム	

※葉菜類、果菜類、花き類の分類は生産費を基準に区分しています。

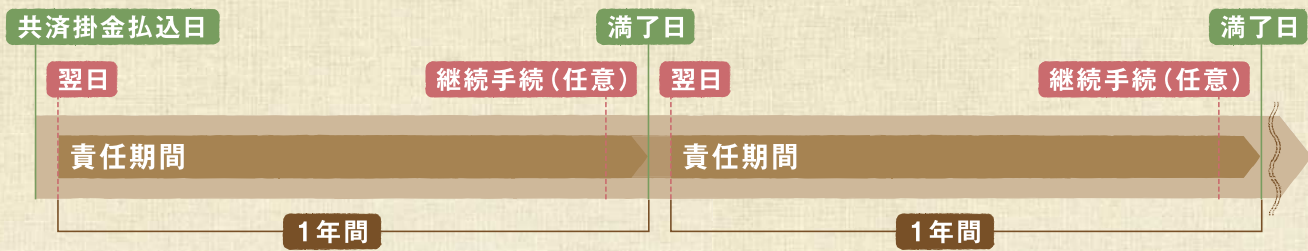
加入方法はご希望に応じて選択できます。



※特定園芸施設には必ず加入ください。※附帯施設、施設内農作物、撤去費用額、復旧費用額のみでの単独加入はできません。
 ※施設内農作物では、自然災害等及び病虫害による損害が支払い対象です。
 園芸施設共済で補償対象とならない農作物の損害・収入の減少については「収入保険」をおすすめしております。
 ※施設内農作物の加入は、自然災害と病虫害を対象にした「一般方式」と、条件を満たせば自然災害のみを対象とした「病虫害事故除外方式」の2つから選択できます。収入保険加入者はご加入できません。
 ※共済事故の発生が相当の確実さをもって見込まれる施設は、加入をお断りする場合があります。

▶ 責任期間について

共済掛金の払込みを受けた日の翌日から1年間



※ただし継続加入する場合は、責任期間満了の翌日から1年間となります。

※未被覆期間についても補償の対象となり、1年の通年加入が原則となります。(被覆期間と未被覆期間とで掛金が変わります。)

未被覆期間を含む加入となる場合、被覆期間をあらかじめ申請していただくことになります。被覆材に被害が発生した際、万が一、申請内容と違った場合は、共済金の免責の対象となることもありますので、ご注意ください。申請した被覆期間に変更がある場合は組合へ通知して下さい。

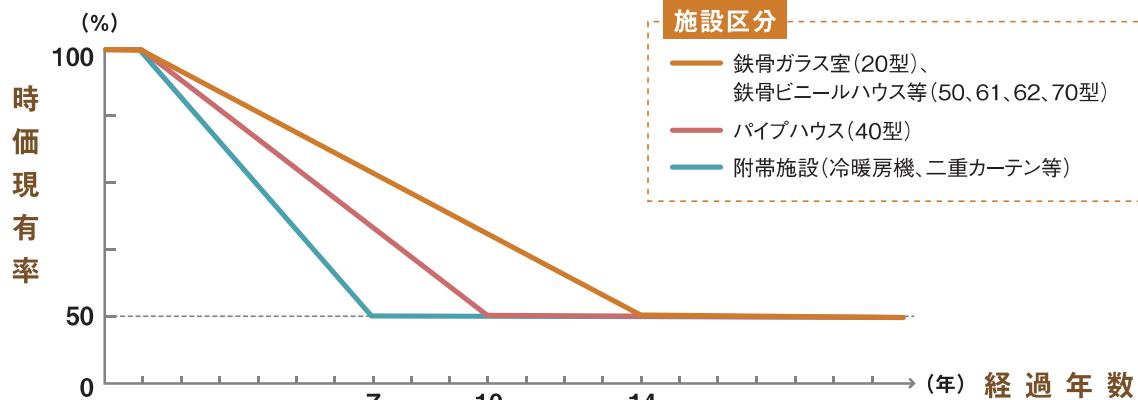
補償額について

園芸施設共済の補償額について、ご説明します。

▶ 共済価額

- 施設の価額は、区分・構造および経過年数により決定されます。(時価額)
- 施設内農作物の価額は、葉菜類・果菜類、花き類ごとに平均的な生産費を基礎としています。
- 撤去費用基準額は、施設の設置面積に単位当たり撤去費用の額を乗じて決定されます。
(単位当たり撤去費用の額…ガラス室:1200円/㎡、鉄骨ビニールハウス等:880円/㎡、パイプハウス等:290円/㎡)
- 復旧費用基準額は、特定園芸施設の再建築価額(被覆材を除く)及び附帯施設の再取得価額に100%から時価現有率を引いた割合を乗じて決定されます。

主な施設の時価現有率表



※ビニール等の被覆材は、施設本体とは別の時価補償となります。ただし、ガラス室の場合、施設本体にガラスが含まれます。

▶ 共済金額

共済金額は、加入対象に被害があったときに補償される最高金額で、施設等の共済価額の80%(下限40%)まで加入できます。

- 共済金額は選択していただいた内容ごとに計算します。

$$\begin{array}{c} \text{共済価額} \\ \text{(1 ~ 5 それぞれの)} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{付保割合} \\ 80\% \sim 40\% \end{array} = \begin{array}{c} \text{共済金額} \\ \text{(補償金額)} \end{array}$$

1 特定園芸施設の
時価額

2 附帯施設の
時価額

3 施設内農作物の
価額

4 撤去費用
基準額

5 復旧費用基準額
(被覆材除く)

▶ 付保割合追加特約

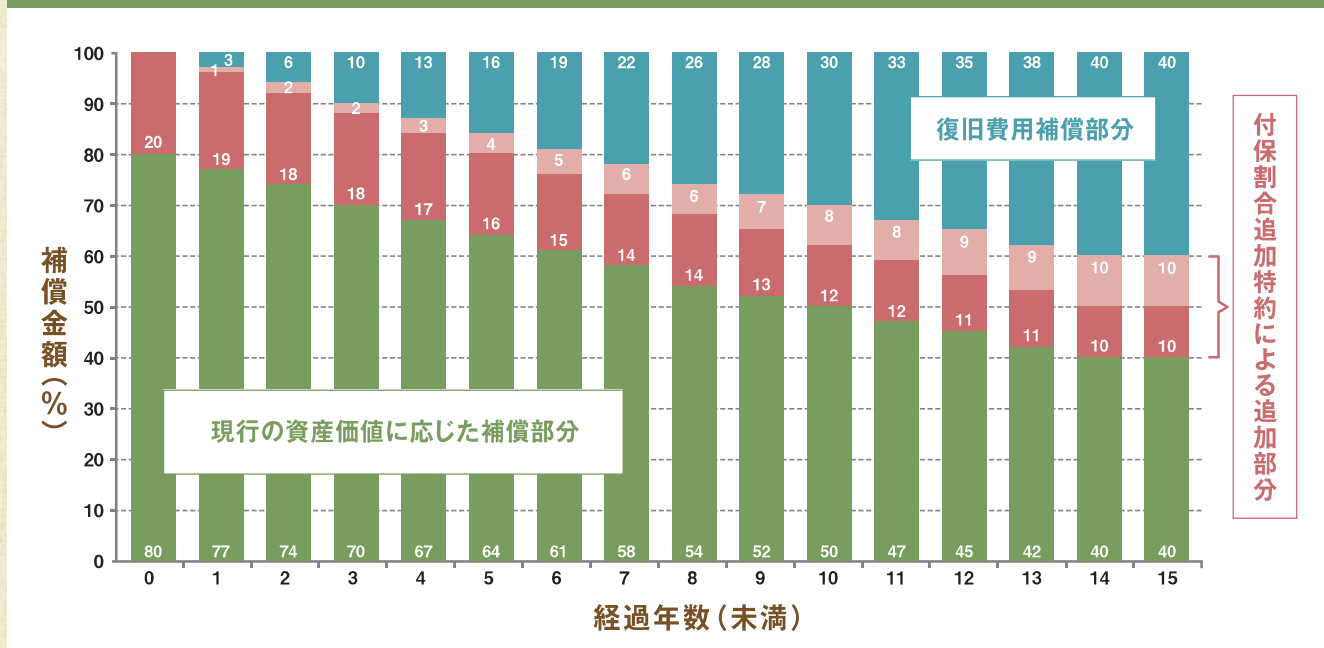
付保割合80%を選択した場合に、追加で20%上乘せすることで付保割合を100%まで引上げることができる特約になります。(共済価額の10%または20%の補償を選択できます。)

※特約の掛金は全額農家負担です。(国庫負担なし)

※施設内農作物は特約の対象外です。

▶ 補償割合のイメージ図

例 プラスチックハウスⅣ類甲(鉄骨ハウス)、付保割合80%、付保割合追加特約、復旧費用特約付加



▶ 共済掛金

●掛金率は加入内容、区分によって定められており、組合員等ごとの過去の被害率の高低を反映します(危険段階別共済掛金率)。(組合員ごとで掛金率が変わることになります)

●掛金の50%を国が負担します。

※ただし、共済金額が1億6,000万円を超えた場合、その超えた部分の共済掛金は、全て農家負担となります。

●園芸施設復旧費用額及び各種特約の掛金はすべて農家負担です。

●共済掛金率は、施設区分、加入方式、小損害不填補の選択金額、被覆・未被覆期間の別により異なります。

●始期統一等による短期加入の場合は、短期係数が適用されます。

●掛金は、所得税の申告において経費となります。

✎ 共済掛金の計算方法

$$① \left(\text{特定園芸施設共済金額} + \text{附帯施設共済金額} \right) \times \text{掛金率} \times \frac{1}{2}$$

$$② \text{施設内農作物共済金額} \times \text{掛金率} \times \frac{1}{2}$$

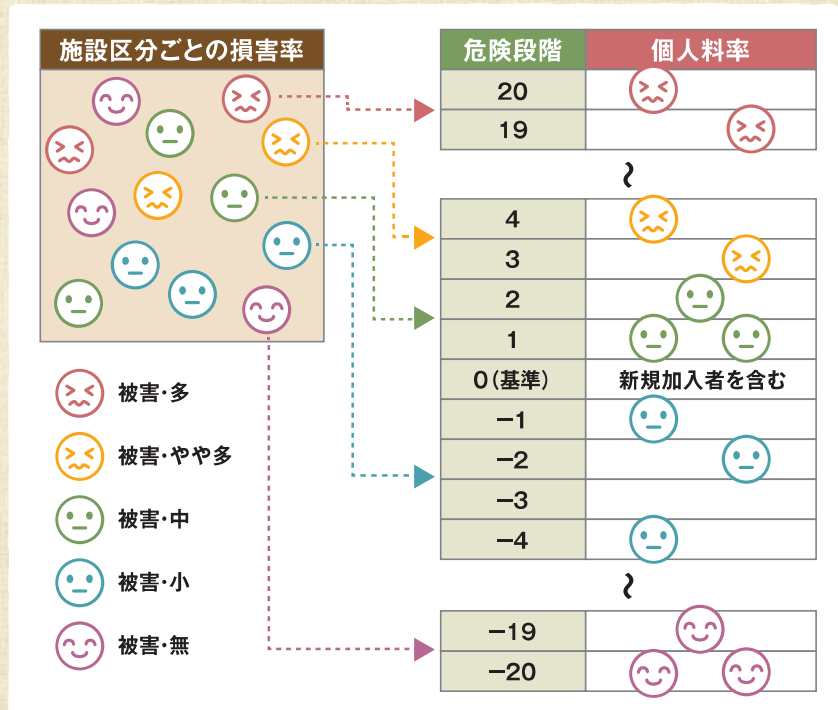
$$③ \text{特定園芸施設撤去費用共済金額} \times \text{掛金率} \times \frac{1}{2}$$

$$④ \text{園芸施設復旧費用共済金額} \times \text{掛金率}$$

$$\text{農家負担掛金} = ① + ② + ③ + ④$$

▶ 危険段階別共済掛金率の設定イメージ

- 全ての施設区分で危険段階が設定され、施設区分ごとに41段階になります。
 - 危険段階は1年ごとに見直しになります。
 - 自動車保険のように、支払いがなければ段階が下がっていきます。
 - 施設区分ごとに適用される危険段階区分は、直近20年間の加重平均損害率（直近年のウェイトを高めた各年の損害率の加重平均）により毎年判定されます。
- ※損害率=共済金/共済掛金



対象となる災害

園芸施設共済の対象となる被害について、ご説明します。



このような災害が
園芸施設共済の
対象となります

被害が発生したときは速やかに
お近くの農業共済組合にご連絡ください



分割割合が
適用されます
詳しくは6ページを
ご覧ください

共済金について

共済金の算出方法・支払いまでを、ご説明します。

▶ 共済金の計算方法

$$\text{共済金} = \text{損害額} \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}} \text{ (補償割合)}$$

▶ 共済金支払対象となる金額 (小損害不填補の基準金額)

加入申し込み時に支払対象となる金額を下記のいずれかから選択していただきます。(掛金はそれぞれ異なります。)

- 1 時価損害額が3万円または共済価額の5%に相当する額を超えた場合
- 2 時価損害額が10万円を超えた場合
- 3 時価損害額が20万円を超えた場合
- 4 時価損害額が50万円を超えた場合
- 5 時価損害額が100万円を超えた場合

※ 1を選択した場合のみ時価損害額が1万円を超えた場合に支払対象となる特約を選択することができます。
※ 1万円の特約部分の掛金は全額農家負担です。(国庫負担なし)

損害額とは

$$1 \quad \text{損害額} = \text{被害額} - (\text{残存物価額} + \text{賠償金額})$$

特定園芸施設(本体)の被害額

$$\text{本体の時価額} \times \text{本体損害割合}$$

被覆材の被害額

$$\text{被覆材の時価額} \times \text{被覆損害割合} \times (1 - \text{自然消耗割合})$$

附帯施設の被害額

$$\text{修繕費(修繕見積額)} \times \text{時価現有率}$$

施設内農作物の被害額

$$\text{施設内農作物価額} \times \text{被害面積割合} \times \text{損害程度割合} \times \text{生育(収穫)経過日数による割合} \times (1 - \text{分割割合(病虫害の場合)})$$

※ 農作物については、出荷または販売できない場合に共済事故の対象となります。

$$2 \quad \text{撤去費用の損害額} = \text{撤去費用基準額} \times \text{施設本体(被覆材を除く)の損害割合}$$

※ 施設本体の撤去に要した金額が100万円を超えるとき、または施設本体の損害割合が50%(ガラス室は35%)を超えるときに撤去費用の損害額を算出します。

※ 撤去費用の実費が上記の損害額を下回った場合は、実費を損害額とします。また、撤去・復旧計画書の提出と、実費を確認するため撤去業者の請求書(または領収書)の提出が必要となります。提出期限は共済事故の発生した日から1年以内です。

※ 支払基準を超えても実費が生じない場合は支払対象となりません。

$$3 \quad \text{復旧費用の損害額} = \text{復旧費用請求書(または領収書)の金額} - \text{対象施設の損害額}$$

ただし $\text{復旧費用基準額} \times \text{対象施設の損害割合}$ を限度とします。

※ 対象施設の損害割合によって支払われるため、支払対象とならない場合があります。

※ 共済事故で損害を受けた施設(被覆材除く)及び附帯施設の修理、再建に要する費用の一部です。

※ 施設本体に被害が発生しても、実費が生じない場合は支払対象となりません。

※ 自力復旧した場合は材料費等の請求書等の額に加え、労務費相当額100円/m²を加算して支払います。

※ 撤去・復旧費用計画書の提出と実費を確認するため施工業者の請求書(または領収書)の提出が必要となります。提出期限は共済事故の発生した日から1年以内です。

▶ 病虫害について

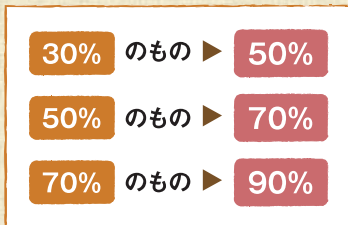
▶ 病虫害分割評価基準

- 農作物および病虫害の種類ごとに、防除の難易度により農家責任部分として分割割合が定められています。

分割割合	摘要
30%	<ol style="list-style-type: none"> 1 防除対策の技術が十分に確立されていない病虫害 2 慢延が急激で薬効が低い病虫害
50%	<ol style="list-style-type: none"> 1 防除対策の技術がある程度確立されている病虫害 2 発病後の防除が困難である病虫害
70%	<ol style="list-style-type: none"> 1 防除対策の技術が確立され発生しにくい病虫害 2 防除が容易で発病後の防除でも十分薬効がある病虫害

● 病虫害の損害評価の取り扱い

同一病虫害が同一棟に連続発生した場合、病虫害分割割合が引き上げられます。



※2連続の事故については、分割割合を加算し適用します。

※3連続の事故については、支払われません。

▶ 分割割合の加算

- 施設の管理状況(善後措置が不十分か過失なのか)によっては、下記の割合を加算する場合があります。

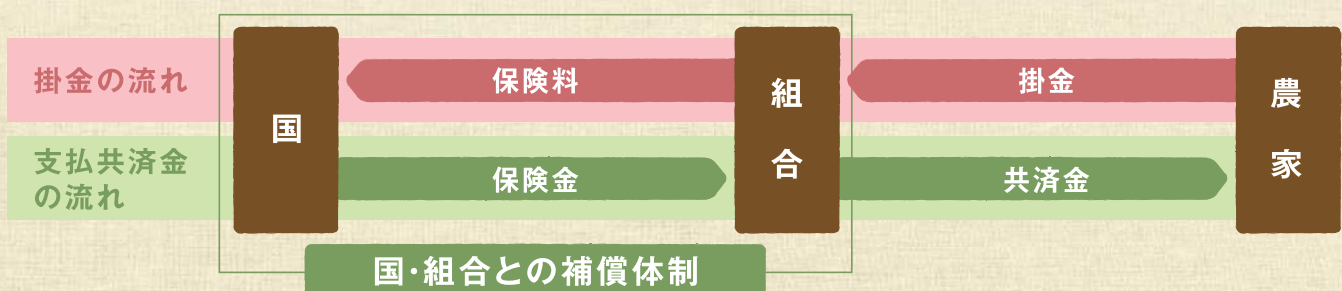
管理状況	不十分			過失あり
	上	中	下	
加算割合	5%	10%	15%	20%

善後措置とは？

- 病虫害発生後の消毒等の措置が適切になされているか。
- 被害作物及び媒介生物の処理が適切になされているか。

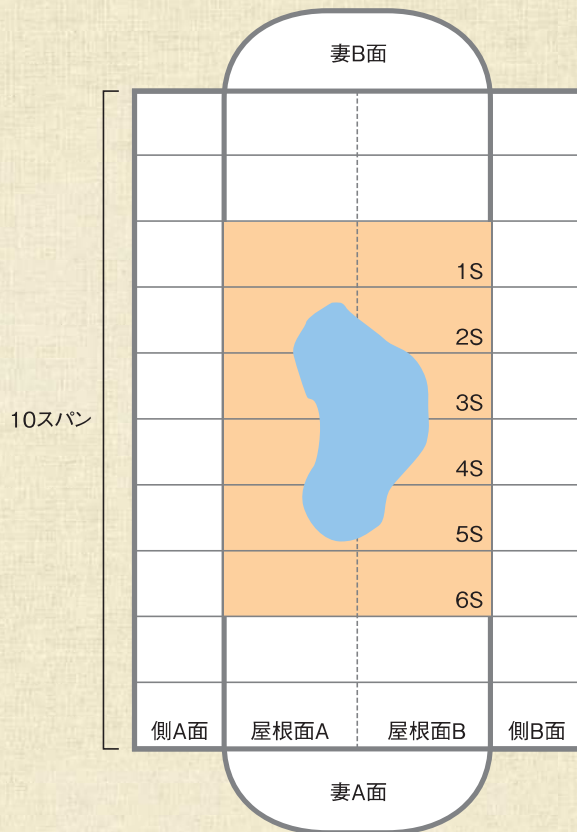
以上の項目が善後措置としての基準となります。

▶ 引受から共済金の支払いまで



▶ 被覆材の査定方法について


▶ カマボコ型ハウスの査定方法 (スパン単位で査定します)



査定方法はこうなります

総数 10S

 被害(破れた部分) = 4S

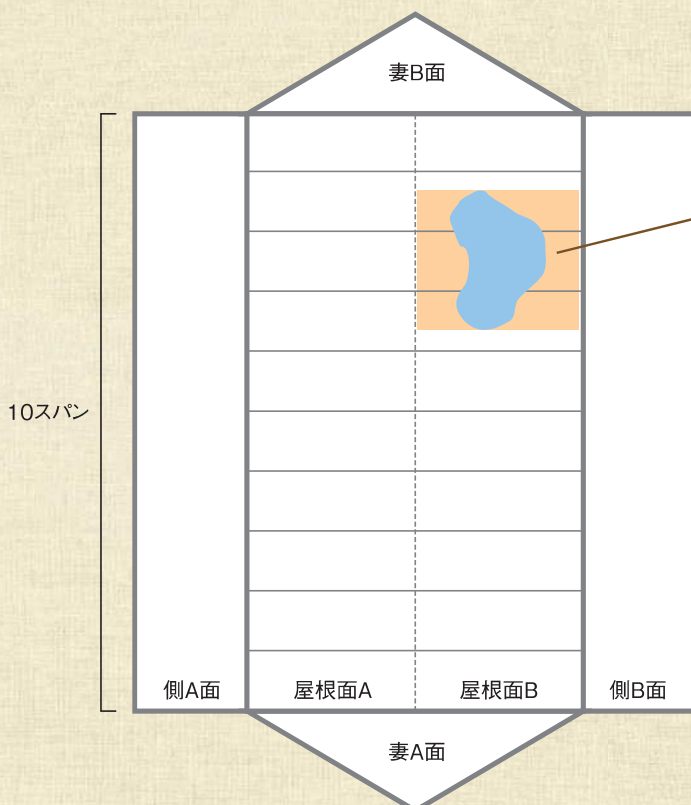
 補修に必要なスパン数 = 6S

$$\text{屋根AB面} \frac{6}{10}$$

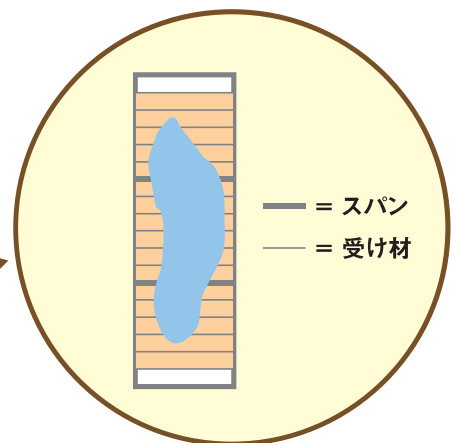
この査定方法に基づき1棟ごとに被害額の計算を行い、小損害不填補の額を超えた場合に共済金を支払います。

▶ 被覆材(ビニール)の査定方法

▶ 屋根型ハウスの査定方法 (受材単位で査定します)





査定方法はこうなります



総数(屋根A面・屋根B面 別々に評価)

$$10S \times 6列(1S=6列) = 60列$$

 被害(破れた部分) = 14列

 補修に必要な列数 = 16列

$$\text{屋根B面} \frac{16}{60}$$

この査定方法に基づき1棟ごとに被害額の計算を行い、小損害不填補の額を超えた場合に共済金を支払います。

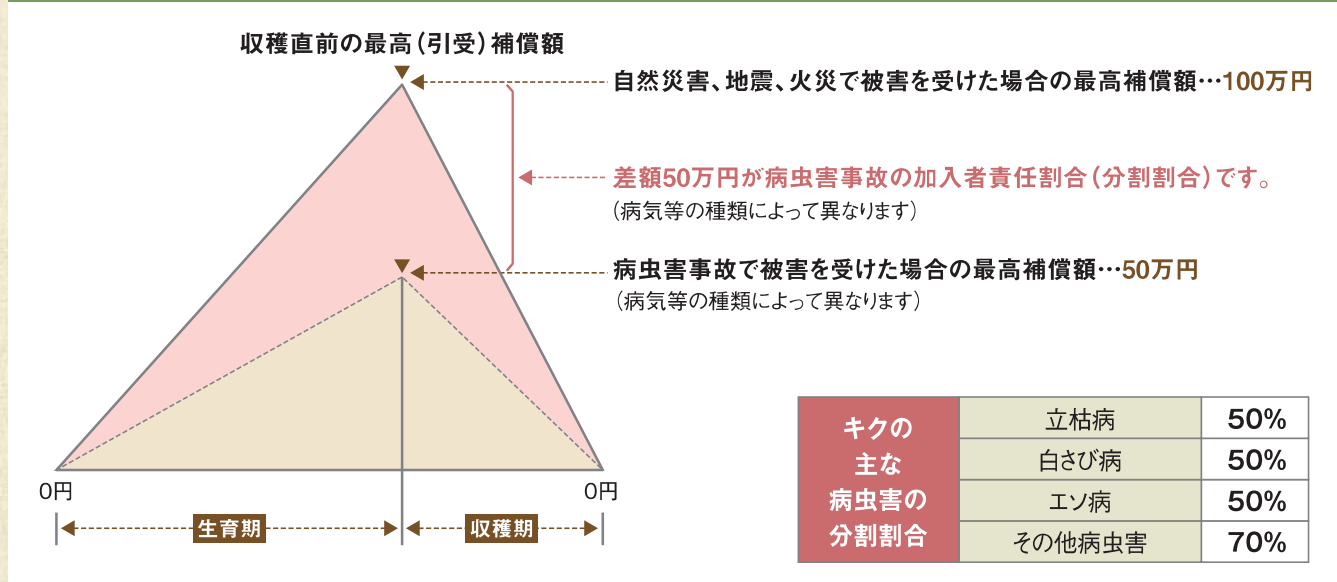
▶ 施設内農作物の査定方法について

- 補償内容は**生産費を補償**します。販売額の補償ではありません。
- 支払条件は共済事故(自然災害、火災、病虫害(選択した場合のみ))によって被害をうけ、作物が出荷できないことを条件に被害として認定します。
(但し、一定の支払基準(選択した小損害不填補の額)に満たない場合は共済金の支払対象外となります。)

▶ 主な作物の施設内農作物の補償方法について

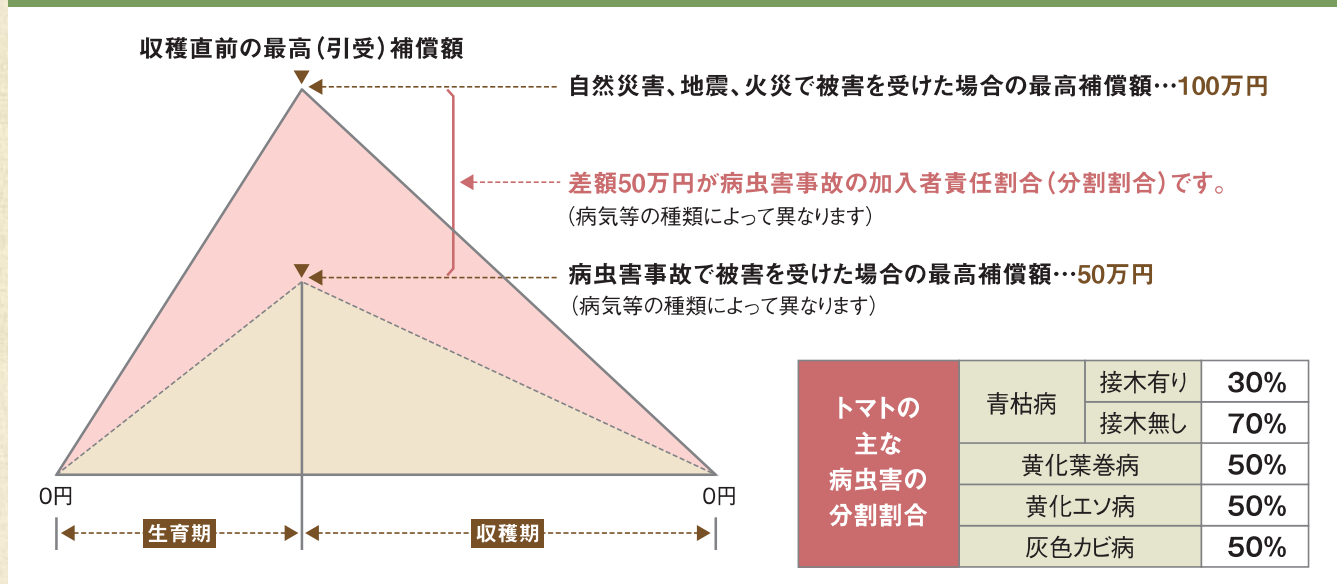
キクを補償の対象とした場合の施設内農作物の計算例

引受共済金額(補償額) 100万円の場合



トマトを補償の対象とした場合の施設内農作物の計算例

引受共済金額(補償額) 100万円の場合



▶ 査定方法

- 1 共済事故(自然災害、火災、地震、病虫害(補償対象とした加入者のみ))で施設内農作物が被害を受けたか
- 2 病虫害事故の場合は施設内農作物が被害となった原因(病虫害名)の調査
- 3 事故発生日(生育期又は収穫期のどの時点で事故が発生したか)
- 4 1棟ごとにどの程度(何割又は何本)被害を受けているか

以上を現場で確認します。

園芸施設共済 重要事項説明書

この説明書は、園芸施設共済の引受にあたり、皆様にあらかじめご承知いただきたい重要な事項を記載したものです。お申込の際は必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ、加入申込書を提出くださるようお願いいたします。

また、本説明書は園芸施設共済に関するすべての内容を記載したものではありませんので、詳細・不明な点につきましては当組合（以下「組合」という。）のホームページに掲載されている定款及び事業規程等をご参照いただくか、お近くの支所等までお問い合わせください。

契約概要…重要な事項のうち加入者等が共済の仕組みの内容を理解するために必要な情報

注意喚起情報…重要な事項のうち加入者等に対して注意喚起すべき情報

I. 制度に係る確認事項

契約概要 注意喚起情報

1 共済の仕組み

農業共済(NOSAI)制度は被災した農業者の損失を保険の仕組みにより補てんしています。農業者があらかじめ掛金を出し合って共同準備財産を造成し、被害が発生した場合にはその共同準備財産から損害を補償するために共済金を支払うという相互扶助を基本としています。

また、農業保険法に基づき運営が行われ、行政庁の指導・監督のもと、組合と政府が保険関係を結び、各々が責任の一部を負担することにより、広く危険分散を図るなど、安定して共済金を支払うことができる仕組みとなっています。

2 加入条件等

1 加入条件

事業規程に掲げる共済目的の特定園芸施設を所有又は管理する者で農業を営む者(当該特定園芸施設の設置面積(ガラス室は2を乗じて得た面積。以下同じ。)の合計が50平方メートル以上である者に限る。)で組合の区域内に住所を有する者が加入できます。

2 共済目的

- 特定園芸施設…施設園芸用施設のうち、温室その他のその内部で農作物を栽培するための施設及び雨よけ施設等気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設
- 附帯施設…暖房施設、かん水施設、養液栽培施設、カーテン施設等
- 施設内農作物

(注)附帯施設及び施設内農作物については、特定園芸施設と併せて加入しなければなりません。

3 引受方式等

引受は、特定園芸施設1棟ごとに行われます。

(1) 病虫害事故除外方式

次の基準のいずれか一つに該当する農家は、病虫害事故除外方式に加入できます。その場合、除外に見合う共済掛金が割引されます。

【事故除外基準】

- 特定園芸施設の設置面積の合計が5アール以上であって、共済責任期間開始前3年間にわたり特定園芸施設を用いて施設園芸の業務を営んだ経験を有すること。
- 病虫害による損害の防止を行うために必要な施設が整備されており、その防止を適正に行う見込みがあること。

(2) 特定園芸施設撤去費用額

特定園芸施設(被覆材を除く。)の解体、搬出及び処分にかかる費用について、加入者の申出によって当該費用を補償対象とすることができます。

(3) 園芸施設復旧費用額

特定園芸施設(被覆材を除く。)及び附帯施設を復旧するのに要する費用について、加入者の申出によって当該費用を補償対象とすることができます。

4 共済責任期間

原則として組合等が、共済掛金の払込みを受けた日の翌日から1年間です。

5 共済金額(補償金額)

特定園芸施設1棟(特定園芸施設と併せて加入した附帯施設又は施設内農作物も含みます。)ごとに、共済価額の100分の40を下回らず、共済価額の100分の80を超えない範囲内において組合員が申し出た金額とする。

付保割合追加特約を付加したときは、共済価額の100分の80に相当する金額に、当該共済価額(施設内農作物に係るものを除く。)に付保割合追加特約(100分の10又は100分の20に相当する金額のうち組合員が申し出た金額を加えて得た金額を共済金額とする特約)の選択割合を乗じて得た金額を加えた金額を共済金額とする。

なお、同一共済責任期間中においては、共済金が支払われても共済金額は減額されません(全額主義)。

(注)共済価額は、特定園芸施設及び附帯施設については共済責任期間開始時における価額を基礎とし、施設内農作物については施設内農作物の生産費を勘案して組合等が設定します。

6 共済掛金等

(1) 共済掛金

共済掛金の額=共済金額×共済掛金率

i:共済掛金率は、農林水産大臣が過去一定年間(原則20年間)における被害率を基礎として定める基準共済掛金率を下らない範囲内において、組合等が設定します。

ii:基準共済掛金率は、一般に3年ごとに改定されます。

(2) 共済掛金に対する国庫負担

国庫は、共済掛金のうち、共済金額(農林水産大臣が定める金額(農家ごとに1億6千万円)を限度とします。)に基準共済掛金率を乗じて得た金額の2分の1を負担します。

ただし、復旧費用共済金額相当額、付保割合追加特約の特定園芸施設及び附帯施設に係る共済金額相当額、付保割合追加特約の撤去費用共済金額相当額並びに付保割合追加特約の復旧費用共済金額相当額は含みません。また、小損害不填補1万円特約にかかる掛金も国の掛金補助はありません。

7 危険段階掛金率

共済組合内の一律の共済掛金を細分化し、組合員個々の過去の被害や共済金の受取り状況等に応じて共済掛金率を定めたものが危険段階掛金率制度です。

その結果、被害率の低い農家には相対的に低い掛金率が、被害率の高い農家には相対的に高い掛金率がそれぞれ適用され、組合員間の負担の公平が図られる(「給付反対給付均等の原則」(公平の原則)へ接近することとなります)。

3 補償の内容

1 共済金をお支払いする主な場合(支払事由)

共済責任期間中に発生した損害で、補償の対象となる事故は次のとおりです。

風水害、ひょう害、雪害、その他気象上の原因(地震及び噴火を含みます。)による災害、火災、破裂及び爆発、航空機の墜落及び接触並びに航空機からの物体の落下、車両及びその積載物の衝突及び接触、病虫害並びに鳥獣害

(注) i:施設内農作物に係る損害は、特定園芸施設の事故に伴わないものも対象となります。

ii:施設内農作物を特定園芸施設と併せて加入する場合、病虫害を共済事故としないうちがあります。

2 共済金をお支払いしない主な場合

(共済金の支払事由に該当しない場合及び免責事由等)

共済責任期間中に発生した共済事故による損害であっても、次のような場合には共済金をお支払いできないことがあります。

- (1) 組合員が通常すべき管理、損害防止の義務を怠ったとき。
- (2) 組合員が組合の損害防止の指示に従わなかったとき。
- (3) 組合員が組合への損害発生の通知を怠り、または悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
- (4) 組合員が組合への損害発生の通知を行なうときに、正当な理由がなく、被害の状況が明らかとなる事項に関する書類の提出を拒み、その書類に故意に不実のことを表示し又はその書類を偽造若しくは変造する等により不実の通知をしたとき。
- (5) 組合員が、加入申込みの際、当該申込みに係る特定園芸施設の構造、材質、所在地、経過年数及び被覆機関、附帯施設の種類及び経過年数並びに施設内農作物の種類、栽培面積及び栽培期間につき、悪意又は重大な過失によってこれを通知せず又は不実の通知をしたとき(組合がこれを知っていたとき及び過失によってこれを知らなかったときを除く。)

(6) 組合員が異動通知を怠り又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。

3 お支払いする共済金の額

共済金は、特定園芸施設1棟ごとに、共済事故によって組合員が被る損害の額が棟ごとに選択した小損害不填補(損害額が3万円または共済価額の5%に相当する額(小損害不填補1万円特約を付加した場合は1万円)、損害額が10万円、損害額が20万円、損害額が50万円、損害額が100万円のうちのいずれか)の額を超えた場合にその都度共済金を支払うものとし、共済金の支払額は、次式により算出される金額となります。ただし、共済金支払いの免責による免責額がある場合の支払額は、次式により算出される金額から当該免責額を差し引いて得た額となります。

なお、特定園芸施設撤去費用額は、撤去した場合(請求書の提出が必要。)であって、撤去に要した費用が100万円を超えるとき又は特定園芸施設本体の損害割合が50%(ガラス室は35%)を超えるときのいずれかに該当する場合に加算することとなります。

また、園芸施設復旧費用額は、特定園芸施設又は附属施設を復旧した場合(請求書の提出が必要。)に加算することとなります。

共済金の支払額=損害額×付保割合

損害額=被害額-(残存物価額※1+賠償額等※2)

ただし、付保割合追加特約を付加しているときは、次の式により算定される付保割合追加特約の共済金の額を加算する。

付保割合追加特約の共済金

=損害額(施設内農作物被害額に係るものを除く)×付保割合追加特約の選択割合

※1…残存物価額とは、共済目的の損害に係る部分の残存物処分価額をいいます。

※2…賠償金とは、損害を填補するものとして提供された金銭等(例えば損害賠償金)をいい、他人の同情的心情を現す手段として提供された金銭の額(例えば見舞金)は含まないものとします。

II. 引受時における注意事項

契約概要 注意喚起情報

1 共済関係の成立

1 共済関係

園芸施設の共済関係は、特定園芸施設1棟ごとに加入資格者が所有し又は管理する特定園芸施設を園芸施設共済に付すことを申し込み、組合がこれを承諾することにより成立します。

この場合において、連棟式の特定園芸施設については、全体を1棟(施設の区分を異にする施設の連棟の場合は、施設区分が同一である連棟ごとに1棟とする。)として取り扱うこととしています。

2 加入の承諾

加入申込者が特定園芸施設の所有者であるときには、組合は、その者が所有する特定園芸施設であって施設内農作物の栽培の用に供しているもの又は施設内農作物の栽培の用に供しようとするものすべて(次に掲げる事由に該当するものを除く。)について加入の申し込みをしている場合でなければ承諾することはできません。

- (1) 共済事故の発生することが相当の確実さを持って見通されること(当該施設が河川敷内の水害常襲地に設置されている場合等)。
- (2) 損害額の適正円滑な認定が困難であること(施設の所在地がきわめて遠隔地である場合等)。
- (3) 通常の管理が行われず又は行われぬおそれがあること(試験研究のような特殊な目的に使用される場合等)。
- (4) 加入者が申し出た小損害不填補の基準金額が10万円又は20万円である場合において、当該施設に係る共済関係の共済価額が当該金額以下であること。
- (5) 当該施設が他の損害保険等に付されており、かつ、加入者が当該施設につき共済関係を成立させない旨の申出をしたこと。
- (6) 既に園芸施設共済に付されていること。
- (7) 当該特定園芸施設の経過年数が次に掲げる特定園芸施設に応じた年数を超えており、かつ、組合員等が当該特定園芸施設につき共済関係を成立させない旨の申出をしたこと。

●骨格の主要部分が木又は竹により造られている施設…13年

●骨格の主要部分がパイプにより造られている施設…25年

●上記の施設に該当しない施設…35年

2 異動通知

次の異動が生じたときは、その旨を速やかに組合へ通知してください。

- 1 共済目的の譲渡
- 2 共済目的の移転、解体、増築、改築又は構造若しくは材質の変更
- 3 共済目的の共済事故以外の事由による破損(軽微なものを除く。)または滅失
- 4 共済目的を他の保険又は共済に付したこと
- 5 特定園芸施設の被覆期間の変更
- 6 施設内農作物の種類、栽培面積又は栽培期間の変更
- 7 施設内農作物の発芽(播種されたものが80パーセント以上発芽した状態をいう。)又は移植
- 8 危険が著しく増加する事由

3 共済掛金等の払込み

加入の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して1週間以内に、組合員等負担共済掛金等をこの組合に払い込まなければなりません。組合員等負担共済掛金等は金額、期日及び場所を記載した書面をもってお知らせします。

※組合では現金納入にかかる事故を未然に防止するため、原則として口座振替をお願いします。共済掛金等の納入については口座振替を利用されますようお願いいたします。

4 共済掛金等の返還の有無

共済関係の無効の場合もしくは失効の場合または組合が共済金支払いの責めを免れる場合においては、すでに受け取った加入者負担共済掛金等は返還しません。

III. 引受後における注意事項

注意喚起情報

1 組合員の義務

1 通知義務

加入申込書に記載した内容に誤りがあるとき、または、変更が生じたときは速やかにその内容を組合に通知してください。

また、共済事故が発生したとき及び共済金の支払いを受けるべき損害があると認めるときは、遅滞なく組合に通知してください。

2 損害防止の義務

通常すべき管理、その他の損害防止を行うことは、組合員の義務となっております。共済事故による損害の発生及び発生した損害の拡大の防止のみならず、共済事故(例えば、施設内農作物の病虫害等)自体の発生も含まれます。

IV. その他ご留意いただきたいこと

注意喚起情報

組合は、行政庁の指導・監督のもと、共済金の確実な支払いができる仕組みをとっておりますが、組合の財務状況によっては、共済金等の支払額が削減されることがあります。

V. 個人情報の取扱いについて

- ご加入の内容、加入申込書記載事項やその他知り得た情報(以下「個人情報」という。)については、組合が引受の承諾、共済金等の支払い、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供等を行うために、業務に必要な範囲で利用します。
- 組合が実施する園芸施設共済は、共済責任の一部を政府の保険に付しているため、政府との間で個人情報を共同利用します。
- 法令により必要と判断される場合、加入者及び公共の利益のために必要と考えられる場合、他の共済・保険との支払分担を行う場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。
- 加入者が組合に開示または提供した情報の中に第三者の個人情報が含まれており、加入者から組合へ提供されたことにより、当該第三者が不利益を被った場合は、加入者が責任を負い、組合には責任が及ばないこととします。

被害発生時の対応について

被害が発生したら？

Q 被害が発生したら、どうすればよいですか？

A 速やかにお近くの組合事務所へ連絡して、その指示に従ってください。職員がお伺いし、評価を行います。ただし、災害時に緊急に修理を要する場合には、被害を受けたビニール等は捨てずに保存し、施設本体や農作物の撤去は、必ず組合の損害評価終了後に行ってください。また、農作物の病虫害については、発生の兆候がみられたら速やかに連絡をお願いします。

園芸施設共済の補償内容について

盗難およびいたずらによる被害については？

Q 盗難やいたずらで被害にあった場合は、共済事故の対象となりますか？

A 盗難やいたずらによる被害については、共済事故の対象となりません。

作物の収穫後に受けた特定園芸施設の被害は？

Q 農作物の収穫後に、被覆材に受けた被害は、共済事故の対象となりますか？

A 責任期間内に被覆してある施設で、通常の管理がされていれば、作物の有無にかかわらず共済事故の対象となります。

未被覆期間に発生した被害は？

Q 未被覆期間に農作物の被害が発生した場合、共済事故となりますか？

A 共済事故の対象となりません。気象状況や栽培形態によって被覆期間が変更となる場合は、速やかに組合へご連絡ください。

地震による被害の支払割合は？

Q 地震による被害は、支払割合が減少しますか？

A 地震やそれに伴う津波による被害であっても、支払割合は減少しません。

特定園芸施設本体のみの加入での補償の範囲は？

Q 特定園芸施設本体のみ加入した場合は、自動制御盤や天窓の駆動部分も補償してもらえますか？

A この場合は、被覆材(ビニール等)と骨組のみの補償となります。施設本体に附属する自動制御盤や天窓のモーターはじめ操作基盤等は、附帯施設として別で加入していただく必要があります。

施設内農作物の被害について

生理障害は？

Q 農作物の生理障害は、共済事故の対象となりますか？

A 農作物の生理障害は、管理不十分による高温、低温等が主な原因です。このように、病虫害とは区別される生理障害や原因不明の場合は、共済事故の対象となりません。

薬害による被害については？

Q 薬害による施設内農作物の被害は、共済事故となりますか？

A 薬害は、共済事故の対象となりません。

附帯施設の故障による農作物の被害については？

Q 附帯施設が故障したことにより、農作物に被害が発生した場合、共済事故の対象となりますか？

A 附帯施設が故障や劣化に伴って正常に作動しなかったために生ずる農作物の被害については、共済事故の対象となりません。また、停電によるものも共済事故の対象となりません。ただし、自然災害に伴う停電によって生じた災害は共済事故の対象となる場合があります。

気温が原因による農作物の被害については？

Q 凍霜害等の気温が原因による被害は、共済事故の対象となりますか？

A 凍霜害、寒害および高温障害等の気温による被害は、広範囲に同一災害が発生した場合は共済事故の対象となりますが、肥培管理の怠り等により、一部の農家のみ被害を受けた場合は共済事故の対象となりません。

育苗中の農作物の被害については？

Q 育苗中の農作物は、共済事故の対象となりますか？

A 苗場やポットで育苗中の農作物は、引受できませんので共済事故の対象となりません。

病虫害の診断は？

Q 特定できない病虫害が発生した場合、病虫害の診断をしてもらえますか？

A 特定できない病虫害が発生した場合は、JAや県の農業改良普及課等の検査機関に依頼して診断を受けて下さい。その診断結果に基づき、組合で損害評価をします。